

平成 18 年 1 月 27 日

文部科学省
専修学校教育振興室
室長 寺門 成真 殿

〒108-8566

東京都港区高輪 3-13-22

国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 寺門 成真 殿

全国専修学校各種学校総連合会に対し、専門学校の学生募集要項中の「学納金の不返還特約（清算条項）」の改正に関し要望したことについて（情報提供）

当協会は、内閣府（旧経済企画庁）から許可された社団法人で、会員の多くが、全国各地の消費生活センターで相談員を務めている消費者問題の専門家で構成され、業務目的は消費生活の安定及び向上に寄与することにあります。

当協会では、業務の一環として週末に電話相談を関東と関西で実施しており、また、5月の消費者月間の行事として「電話相談 110 番」を全国6か所で毎年実施しています。今年も「契約なんでも 110 番」として実施いたしました。その中で消費者から相談のあった特定の外語専門学校の平成18年度、19年度の学生募集要項に記載されている学納金の不返還条項は、消費者契約法第9条1号に触れるものと考えられることから11月、当該専門学校に対して、それを改善するよう申し入れをいたしました。

また、それに関連して、全国専修学校各種学校総連合会を組織する都道府県協会等に加盟の専門学校について、首都圏、関西圏に限ってはいるものの平成19年度学生募集要項を入手し、分野別部会加盟校のホームページに掲載されている募集要項の内容も併せて調査しました。これら収集できた情報によると、消費者契約法に触れると思われる「学納金の不返還条項」を明記しているケースが多数見受けられます。

これらのことから、同連合会を組織する都道府県協会等に加盟している専門学校が消費者契約法を踏まえた合理的な清算条項を設定されるよう、同連合会が検討されることなどを要望いたしました（添付書面）。

このことにつきまして、情報提供いたします。

（本件連絡先）

（社）全国消費生活相談員協会

事務局長 高原 謙治

TEL： 03-3448-9736

FAX： 03-3348-9830